

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人松崎勝一の上告理由について。

現行の法制の下においては、とくに、借地法一〇条が借地上の建物等の取得者に
対し、借地権の譲渡の承諾を得られない場合に、建物等の買取請求権を与えて
いる
法意から判断すると、借地上の建物等の所有権移転に伴つてなされる敷地賃借権の
譲渡については、土地の賃貸人はその譲渡を承諾するかどうかの自由を有するもの
と解せざるをえない。所論は、特別の事情ある場合には、土地の賃貸人はかかる借
地権の譲渡を承諾することを義務づけられることを前提として、一ないし四の事情
を主張するのであるが、独自の見解であつて採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	下	飯	坂	潤
裁判官	長	部	謹	吾